

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

【改定の対象となる普通保険約款・特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
がん保険普通保険約款（契約日が平成13年7月1日以前である場合）	第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 2
がん保険普通保険約款（契約日が平成13年7月2日以後である場合）	第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 2
がん治療支援保険普通保険約款	第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 2
がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）普通保険約款	第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 2
がん診断保険（無解約返戻金型）普通保険約款	第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 2
がん長期入院保障特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん手術特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん通院特約条項（令和4年2月1日以前契約用）	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん診断特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん診断特約条項（平成27年7月1日以前契約用）	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん先進医療特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
抗がん剤治療特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
がん入院特約条項	第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）	P. 4
悪性新生物初回診断特約条項	第11条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）	P. 6
特定悪性新生物保険金前払特約条項	第10条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）	P. 8

契約日とは、保険契約が更新された場合は、更新前の保険契約（複数回更新された場合は、最初の更新の更新前の保険契約）の契約日をいいます。

がん通院特約について、主契約の契約日（主契約の契約日後に中途付加した場合は付加日）が令和4年2月1日以前の場合は、がん通院特約条項（令和4年2月1日以前契約用）の内容が適用されます。

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（がん保険普通保険約款（契約日が平成13年7月1日以前である場合）の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにごんと診断確定（注1）されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、保険契約を無効（復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険契約が無効となるときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約の締結の際の告知前に、被保険者がごんと診断確定（注1）されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれた保険料は払い戻しません（注2）。この場合、当会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（注3）があるときは、解約返戻金と同額の返戻金（注3）を保険契約者に支払います。</p> <p>② 保険契約の復活の取扱いが無効となるときは、当会社は、その復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約の復活の際の告知前に、被保険者がごんと診断確定（注1）されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料は払い戻しません（注2）。この場合、当会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（注3）があるときは、解約返戻金と同額の返戻金（注3）を保険契約者に支払います。</p> <p>(3) <u>本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日の前日までにごんと診断確定（注1）されていた場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたそのがんに関する事実（注4）にもとづいて、その申込を承諾したときは、そのがんについては、本条(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者がそのがんに関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくそのがんに関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>(4) 本条(1)および(2)の適用がある場合は、第11条（保険料の払込み）(4)、第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の規定は適用し</p>	<p>第19条（責任開始前のがん診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにごんと診断確定（注1）されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、保険契約を無効（復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険契約が無効となるときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約の締結の際の告知前に、被保険者がごんと診断確定（注1）されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれた保険料は払い戻しません（注2）。この場合、当会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（注3）があるときは、解約返戻金と同額の返戻金（注3）を保険契約者に支払います。</p> <p>② 保険契約の復活の取扱いが無効となるときは、当会社は、その復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約の復活の際の告知前に、被保険者がごんと診断確定（注1）されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料は払い戻しません（注2）。この場合、当会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（注3）があるときは、解約返戻金と同額の返戻金（注3）を保険契約者に支払います。</p> <p>(3) 本条の適用がある場合は、第11条（保険料の払込み）(4)、第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の規定は適用しません。</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>ません。</p> <p>(注1) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注2) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応する保険料が既に払い込まれたとき（保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注3) 年払契約または半年払契約で、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、未経過保険料を含みます。</p> <p><u>(注4) 保険媒介者(注5)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p><u>(注5) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>(注1) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注2) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応する保険料が既に払い込まれたとき（保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注3) 年払契約または半年払契約で、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、未経過保険料を含みます。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（がん手術特約条項の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までにがんと診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① この特約が無効となるときは、当社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の締結の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>② この特約の復活の取扱いが無効となるときは、当社は、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の復活の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p><u>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期(注1)の前日までにがんと診断確定(注2)されていた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたそのがんに関する事実(注5)にもとづいて、その申込を承諾したときは、そのがんについては、本条(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者がそのがんに関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくそのがんに関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。</u></p> <p>(4) 本条(1)および(2)の適用がある場合は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(3)、次条および第13条（重大事由による解除）の規定</p>	<p>第11条（責任開始前のがん診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までにがんと診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① この特約が無効となるときは、当社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の締結の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>② この特約の復活の取扱いが無効となるときは、当社は、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の復活の際の告知前に、被保険者ががんと診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>(3) 本条の適用がある場合は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(3)、次条および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しませ</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>は適用しません。</p> <p><u>(5) 本条(1)～(3)の規定にかかわらず、主契約が主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定により無効となった場合は、この特約も無効とします。この場合、既に払い込まれたこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定を準用します。</u></p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注3) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応するこの特約の保険料が既に払い込まれたとき（この特約の保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注4) 年払契約または半年払契約で、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がある場合に限りです。</p> <p><u>(注5) 保険媒介者(注6)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p><u>(注6) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>ん。</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注3) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応するこの特約の保険料が既に払い込まれたとき（この特約の保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注4) 年払契約または半年払契約で、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がある場合に限りです。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（悪性新生物初回診断特約条項の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第11条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① この特約が無効となるときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の締結の際の告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当会社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>② この特約の復活の取扱いが無効となるときは、当会社は、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の復活の際の告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当会社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p><u>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注5)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物については、本条(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその悪性新生物に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。</u></p> <p>(4) 本条(1)および(2)の適用がある場合は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(3)、次条および第13条（重大事由による解除）の規定</p>	<p>第11条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条(1)の場合、次の①または②のとおり取り扱います。</p> <p>① この特約が無効となるときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の締結の際の告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、既に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当会社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>② この特約の復活の取扱いが無効となるときは、当会社は、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、この特約の復活の際の告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定(注2)されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれかが知っていたときは、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません(注3)。この場合、当会社が無効の原因を知った日に未経過保険料があるときは、この特約の未経過保険料を保険契約者に支払います(注4)。</p> <p>(3) 本条の適用がある場合は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(3)、次条および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しませ</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>は適用しません。</p> <p>(5) <u>本条(1)～(3)の規定にかかわらず</u>、主契約が主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定により無効となった場合は、この特約も無効とします。この場合、既に払い込まれたこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定を準用します。</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注3) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応するこの特約の保険料が既に払い込まれたとき（この特約の保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注4) 年払契約または半年払契約で、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がある場合に限ります。</p> <p>(注5) <u>保険媒介者(注6)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注6) <u>当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>ん。</p> <p>(4) 主契約が主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定により無効となった場合は、この特約も無効とします。この場合、既に払い込まれたこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定を準用します。</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p>(注3) なお、当社が無効の原因を知った日より後に開始する保険料期間に対応するこの特約の保険料が既に払い込まれたとき（この特約の保険料前納金または一括払された保険料の残額があるときを含みます。）は、その保険料を払い戻します。</p> <p>(注4) 年払契約または半年払契約で、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がある場合に限ります。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>

責任開始期前のがん診断確定による無効に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（特定悪性新生物保険金前払特約条項の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第10条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p><u>(2) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注3)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物については、本条(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその悪性新生物に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>(3) 本条(1)の適用がある場合は、次条および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p> <p><u>(注3) 保険媒介者(注4)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p><u>(注4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>第10条（責任開始前の悪性新生物診断確定による無効）</p> <p>(1) 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期(注1)の前日までに悪性新生物と診断確定(注2)されていた場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の際は復活の取扱いを無効）とします。</p> <p>(2) 本条の適用がある場合は、次条および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。</p>
(後 略)	(後 略)